

監査品質の
マネジメントに関する
年次報告書

2025



 **artners**

Partners General LLC

有限責任パートナーズ総合監査法人

CONTENTS

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

01 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ	P2
02 経営理念及びコミットメント	P2
03 事務所概要	P3
04 社員紹介	P4

II. 経営管理の状況等

01 品質管理基盤	P5
02 組織・ガバナンス基盤	P11
03 人的基盤	P13
04 IT基盤	P17
05 財務基盤	P18
06 国際対応基盤	P19

別紙. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況	P20
-------------------------	-----

(報告対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日)

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

01 監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ

公認会計士法及び金融商品取引法の一部の改正、日本証券取引所の市場構造の見直し、さらに想像を超える円安が続くアフターコロナの環境下において、監査業界を取り巻く環境は過去にない変化が生じています。

市場構造の見直しにより、プライム市場とグロース市場の一部は大手及び準大手の監査法人が、スタンダード市場とグロース市場の多くは準大手及び中小の監査法人が、それぞれ会計監査の担い手として収斂していくように思われます。

私ども、有限責任パートナーズ総合監査法人は、今後の大きな成長が期待されるスタンダード市場やグロース市場に上場する企業及びIPOを志望する企業に対する会計監査を中心として業務を提供しています。

「監査を通じて経済社会の持続的成長に貢献する」という経営理念に示すとおり、中堅やスタートアップというステータスの企業が、正しい監査を通じて投資家と対話出来るように成長し、いずれ、業界を代表するような企業に成長していくこと、これが我々の希望であり、これを支えるのが我々の担うべき使命と考えています。

そのために、資本市場におけるステークホルダーの要求を満たす高品質な監査が出来る態勢を構築し、実現して参ります。そのうえで、丁寧かつ迅速なコミュニケーションを継続することが不可欠であると考えています。

有限責任パートナーズ総合監査法人は、ステークホルダーからの信頼を第一に、目立つ必要はありませんが、いてくれないと困る存在、正しい監査を続けることで感謝される存在となるよう努めて参ります。



最高経営責任者
公認会計士

高橋 篤史

02 経営理念及びコミットメント

監査を通じて経済社会の持続的成長に貢献する



高品質の監査及び会計サービスを提供します

- 独立性を堅持し、自信と責任に基づいて業務を提供します
- クライアントの業界を深く理解し、適切なリスク対応を行います
- あくなく探求心を持ち専門家として最後までやり抜きます
- 知識経験の共有と積極的な議論が行われる開放的な風土を醸成します
- 自己研鑽と継続的な研修により全てのメンバーの能力を向上します
- 法人内外問わず適切かつ円滑なコミュニケーションを図ります

約束を守る組織風土を醸成し、 充実した業務を行う職場環境を提供します

- コンプライアンスの遵守を徹底します
- プライバシーを大切に出来る働きやすい環境を作ります

03 事務所概要

監査法人名：有限責任パートナーズ総合監査法人
英文名：Partners General LLC
設立：2013年11月
最高経営責任者：高橋 篤史
品質管理責任者：宮城 翔平
監査事業部長：鈴木 努
社員数：11名（内、代表社員4名）
所在地：東京都中央区日本橋3丁目8-4
日本橋さくら通りビル4階
ホームページ：https://partners-sg.jp/



沿革：
2013年11月 パートナースSG監査法人を設立
パートナーズ・コンサルティング・グループに所属する監査法人として、主に会社法監査や
学校法人監査等、非上場会社に対する監査業務を提供
2020年8月 現行のマネジメント体制に移行し、上場会社や上場準備会社への監査業務の提供を準備
2021年1月 準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）に登録
2022年9月 上場会社監査事務所名簿に登録
2022年12月 有限責任監査法人へ移行し、法人名称を
「有限責任パートナーズ総合監査法人（英文名称：Partners General LLC）」に変更
2024年5月 上場会社等監査人名簿に登録

監査クライアント数 （2025年6月30日時点）

23社

(内訳)	
金融商品取引法・会社法監査 (上場会社)	6社
会社法監査	5社
その他の法定監査	1社
その他の任意監査 (主に上場準備会社)	11社

非監査クライアント数 （2025年6月期）

27社

(内訳)	
監査受嘱前の 引継・予備調査/期首残高調査	17社
その他	10社

被監査会社（上場企業）（2025年6月30日時点）

株式会社HANATOUR JAPAN	株式会社コレックホールディングス	株式会社NEXYZ. Group
株式会社ブランジスタ	日本モーゲージサービス株式会社	株式会社スペースマーケット

04 社員紹介



最高経営責任者

公認会計士 高橋 篤史

公認会計士登録年月：2004年4月
2000年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
国内監査部署に所属後、トータルサービス1部（TS1）に異動し、法定監査業務及びIPO業務に従事
2014年 有限責任監査法人トーマツ パートナー就任
6年間で10社のIPO達成に関与
2020年 パートナースSG監査法人（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
代表社員就任（現任）



品質管理責任者

公認会計士 宮城 翔平

公認会計士登録年月：2013年12月
2010年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2020年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所 社員就任
品質管理責任者 就任（現任）
2021年 同代表社員就任（現任）



監査事業部長

公認会計士 鈴木 努

公認会計士登録年月：1997年4月
1993年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2009年 有限責任監査法人トーマツ パートナー就任
2021年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
代表社員就任（現任）
2022年 監査事業部長就任（現任）



公認会計士・公認内部監査人（CIA） 志津 直樹

公認会計士登録年月：2012年10月
2008年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2017年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
2018年 同社員に就任
2022年 同代表社員に就任（現任）



公認会計士 沖田 宗矩

公認会計士登録年月：2012年9月
2007年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2021年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
社員就任（現任）



管理担当社員

公認会計士 西田 良平

公認会計士登録年月：2009年2月
2004年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2021年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
社員就任（現任）
管理担当社員 就任（現任）



情報システム担当社員

公認会計士・公認情報システム監査人(CISA) 竹内 勝利

公認会計士登録年月：2009年7月
2004年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2022年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
社員就任（現任）
情報システム担当社員 就任（現任）



公認会計士 山口 純平

公認会計士登録年月：2015年8月
2012年 有限責任監査法人トーマツ入所
2022年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
社員就任（現任）



研修担当社員

公認会計士 藤原 夏代

公認会計士登録年月：2004年4月
2000年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2022年 パートナースSG監査法人
（現 有限責任パートナーズ総合監査法人）入所
社員就任（現任）
研修担当社員就任（現任）



公認会計士・公認不正検査士（CFE） 有田 明彦

公認会計士登録年月：2006年6月
2002年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2023年 有限責任パートナーズ総合監査法人入所
社員就任（現任）



公認会計士 竹内 浩司

公認会計士登録年月：2002年6月
2001年 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2024年 有限責任パートナーズ総合監査法人入所
社員就任（現任）

II. 経営管理の状況等

01 品質管理基盤

品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等

当監査法人は、最高経営責任者が品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負うことを明示しており、最高経営責任者は、全専門要員を対象とした年に2回のタウンホールミーティングや、定期的なトップメッセージの配信等を通じて、自身や法人の構成員の役割を伝達し、監査法人全体として、公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け邁進しています。

また、タウンホールミーティングでは質疑応答の時間を設け、その後のアンケートや個別面談等を通じて、会計監査を巡る課題等の共有について積極的に議論を行うことで、開放的な組織文化・風土の醸成にも取り組んでいます。さらに、当監査法人は小規模であることから、社員・職員が一体となり、日頃より法人内において会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を活発に行っています。

具体的な品質管理の体制については、品質管理責任者が、品質管理システムに関する最高責任、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負うことを明示しており、品質管理責任者は、独立性やその他法令等及び職業倫理を遵守するための規程、業務執行社員による適切な指示、監督及び査閲、適切な審査等の実施が行われるための規程や監査ガイドの整備及び運用を通じて、監査品質を維持向上するための体制の構築に努めています。

なお、監査の品質管理等に関連する重要な事項については、経営会議における決議事項として規定しており、決議事項に該当しない重要な業務執行の状況については、経営会議における報告事項として規定しています。これにより、重要な事項が発生した場合には、適切な対処のための検討を行うことができる体制を構築しています。

また、当監査法人では、人事管理・評価等について、職業的懐疑心の適正な発揮や、職業的専門家としての能力の保持・発揮を含む監査の品質管理に関する事項を最重要項目とすることで、監査品質を維持向上するための動機付けを行っています。

監査品質を維持向上するための取組や、監査法人のガバナンス・コードの適用状況については、年次でその有効性を評価することとしており、継続的な取組に努めて参ります。

上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

当監査法人においては、品質管理責任者（業務の品質の管理に主として従事する公認会計士）が中心となり、上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制の整備及び運用を実施しています。

品質管理責任者の要件には、上場会社の十分な監査実務経験及び監査事務所としての品質管理活動の経験を有していること、並びに当監査法人の品質管理活動へ十分な関与が見込めることを定めています。

また、品質管理責任者は年間の品質管理計画を策定し、経営会議において承認を受けています。その実績については、月次の経営会議において品質管理責任者より報告が行われ、上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制を組織的に構築しています。

当監査法人のリスク評価プロセス

当監査法人では、「監査の品質管理規程」において、経営会議が「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）で規定されている品質目標を設定する旨及び、必要に応じて追加の品質目標を設定する旨を定めています。

また、品質目標の達成を阻害し得る状況の理解や、品質リスクの識別・評価、そしてそれに対処するための対応についても、同規程において設計・適用することが定められており、必要な方針または手続を定め、いずれも経営会議で決議しています。

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

当監査法人では、独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」等において定めています。

独立性保持のための方針及び手続

「監査の品質管理規程」において、当監査法人及び専門要員、必要に応じてその他の関係者が、職業倫理に関する独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めています。具体的には、以下の方針及び手続を定めています。

・監査責任者及び非監査業務の業務執行責任者は、業務内容等の情報を品質管理責任者に提供し、法人全体として独立性への影響を評価できる体制を整えています。

・専門要員は、独立性を阻害する要因に気付いた場合、速やかに品質管理責任者へ報告することとしています。

・品質管理責任者は、独立性に関する情報を蓄積・管理し、関係者に伝達することで、独立性の遵守状況の判断、記録の更新、阻害要因への対応を可能としています。また、年次及び必要な時点で倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」による確認を実施し、阻害要因の有無を調査・評価しています。独立性に関する違反が識別された場合には、速やかな報告・伝達・対応措置を講じる体制を整えています。

なお、独立性に関する検査結果については、『01 品質管理基盤 AQ1：独立性に関する検査』をご参照ください。

業務執行社員のローテーション、監査チームの組成

業務を担当する社員については、経営会議において承認されたローテーション計画にしたがって指定しています。

ローテーション計画の策定においては、独立性に関する規定を遵守する他、社員の担当社数、能力及び経験等を踏まえて行っています。また、監査補助者の選任に際しては、専門要員の属性、能力及び経験等に応じて適切な監査チームの組成ができるよう、監査事業部長がアサインの管理を行っています。

報酬依存度

「職業倫理及び独立性に関する規程」において、報酬依存度は、当監査法人の会計帳簿を基に年度の確定した決算に基づく収入を基礎として算出することと定めています。したがって、報酬依存度は基本的に年度単位で把握されますが、適時に適切な管理を実施するため、品質管理責任者が毎月算定を行い、経営会議に報告することが定められています。これにより、経営会議において継続的なモニタリングが行われています。

「職業倫理及び独立性に関する規程」において、大会社等である特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が2年連続で15%を超える場合またはその可能性が高い場合には、2年目の監査意見表明前に、当監査法人外の会員による「監査意見表明前のレビュー」がセーフガードとして有効かを判断し、有効と判断した場合にはこれを適用する旨を定めています。また、同様の状況が5年連続で継続する場合には、5年目の監査意見表明後に監査人を辞任する旨を定めています。これらの状況については、監査業務の依頼人の監査役等に対して必要な事項を伝達することとし、伝達内容は別途定めています。

なお、報酬依存度の詳細については、『05 財務基盤 AQ1：報酬依存度の割合』をご参照ください。

インサイダー取引防止管理

品質管理責任者は、従業者等が当監査法人へ関与する際には、「インサイダー取引防止管理規程」に基づき従業者等より「インサイダー取引を防止するための宣誓書」を入手しています。また、年次、その他必要となる時点において、従業者等の「インサイダー取引防止管理規程」の遵守状況に関する確認を実施しています。

なお、インサイダー取引防止に関する誓約書の回収状況については、『01 品質管理基盤 AQ1：インサイダーや個人情報保護等のコンプライアンス確約書提出率』をご参照ください。

業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では、契約の新規の締結及び更新のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」等に定め、契約締結の適否を判断しています。監査契約の新規の締結については経営会議における承認を要するものとし、監査契約の更新については、被監査会社の属性に応じた承認権限を設定しています。なお、上場会社に関する監査契約の更新については、経営会議における承認を要するものとしています。

また、契約の新規の締結や更新に際しては、チーム組成の可否の確認を受嘱のための要件としており、毎月の経営会議において専門要員の稼働状況のモニタリングを行う等、業務遂行に必要なリソースの確保状況を踏まえた適切なコントロールに努めています。

業務の実施

当監査法人では、業務の実施に係る方針及び手続を「監査の品質管理規程」等において定めています。

監査ガイドの制定等

監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された「監査基準報告書」や「監査基準報告書実務指針」に準拠し、「実務ガイダンス」等を参考として、監査業務の実施に関する詳細な方針及び手続を「監査ガイド」として定めています。監査ガイドの制定・改訂は、経営会議の承認を経て行われ、改訂内容は、その内容に応じて研修や品質管理News Letter等を通じて専門要員に周知しています。

監査ファイルの最終的な整理

「監査の品質管理規程」等において、監査調査は原則として電子監査調査システムを用いて作成する必要があること、紙面によって作成した監査調査書がある場合には、監査ファイルの最終的な整理後に速やかに外部倉庫に移管し、監査チームのアクセスを禁止すること、電子監査調査システムを用いて作成された監査調査書については、監査ファイルの最終的な整理後に品質管理のみがアクセス可能な社内サーバー内に保管を行い、監査チームのアクセスを禁止すること等を規定し、運用しています。

なお、電子監査調査書の利用状況については、『04 IT基盤 AQI：電子監査調査システム利用率』をご参照ください。

専門的な見解の問合せ

「監査の品質管理規程」等において、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること、問い合わせが必須となる事項や、その方針及び手続について定め、運用しています。問い合わせ先は、当監査法人内において、過去の経験より各種専門的な知見が高いと認められるメンバーを選出し、経営会議において承認されたチームによって対応を行っています。

なお、専門的な見解の問合せの実施状況については、『01 品質管理基盤 AQI：専門的な見解の問合せの利用』をご参照ください。

監査上の判断の相違の解決

「監査の品質管理規程」等において、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、または監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じる場合、監査責任者または品質管理責任者は、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取る必要があり、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない旨等を定めています。

監査業務に係る審査

基本規程や「監査の品質管理規程」等において、一部の例外を除き全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う旨を定めています。また、審査様式を規定し、審査の割当や時期に関する規定を定め、運用しています。なお、上場会社の監査業務においては、監査計画について複数回の審査を経ることとしており、監査業務の段階的な管理を行っています。

審査担当者の選任にあたっては、品質管理責任者等が、監査チームからの独立性、十分な時間の確保、適性・能力・権限の有無、職業倫理への準拠等を総合的に検討し、適格性を有する者を選任する体制を整備しています。さらに、審査担当者の適格性が損なわれた場合の対応や、不正リスクが高い場合の追加的な審査体制の整備等も「審査規程」において明確化しています。

当監査法人の業務運営に関する資源

当監査法人では、「監査の品質管理規程」等において、人的資源及びテクノロジー資源の取得、開発、適用、維持、利用に関する方針及び手続を定めています。これらの資源は、監査業務の品質確保及び効率的な業務運営を支える基盤として位置づけられており、継続的な整備と改善を図っています。

具体的内容は、『03 人的基盤』『04 IT基盤』をご参照ください。

通報制度

当監査法人では、監査業務の品質向上とコンプライアンスの強化・徹底を目的として、法人内外からの情報窓口として監査ホットラインをホームページ上に設置しています。また、通報者が不当な取り扱いを受けないよう通報制度を運用する旨を定めています。

モニタリング

責任者の選任

当監査法人では、品質管理システムに関する最高責任、品質管理システムの整備及び運用に関する責任、並びに、品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任（独立性に係る要求事項の遵守、並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任を含む。）を、品質管理責任者に割り当て、「監査の品質管理規程」において、その責任を明確にしています。品質管理責任者については一定の要件を設けたうえで、経営会議で決定しています。

モニタリングの実施

モニタリング活動の内容や範囲は、「監査の品質管理規程」において、品質リスクの評価と対応に応じる形でデザインし、実施する旨を定めています。

また、モニタリング及び当該モニタリングを踏まえた改善活動については、同規程において、品質管理責任者並びに、モニタリング及び改善プロセスの運用についての担当者が実施する旨を定めて運用しています。

品質管理システムに関する最高責任者である品質管理責任者は、2025年6月30日を評価基準日として実施したモニタリング及び改善活動の結果に基づき、当監査法人の品質管理システムが、その目的を達成しているという合理的な保証を監査事務所に提供しているものと評価しています。なお、当該評価結果については、2025年7月24日の経営会議において報告されています。

完了した監査業務の検証について

「監査の品質管理規程」において、完了した監査業務の検証については、原則として3年のサイクルで、監査責任者ごとに少なくとも1件の業務を選定することとし、監査業務の種類や対象企業の特性（例：大会社等、新興業界、高度な判断を要する業界等）、監査責任者の経験や過去の検証結果、不服申立てや外部検証の情報等、複数の要素を考慮して対象を選定する旨を定めています。

「監査の品質管理規程」において、経営会議が、モニタリング及び改善プロセスの責任者として品質管理責任者を選定するにあたり、当該者が十分な時間を確保できること、並びに必要な能力と客観性を備えていることを要件としています。また、自己レビューの脅威に対処するため、監査チームのメンバーや審査担当者が当該監査業務の検証を行うことは認めておらず、必要に応じて追加のモニタリング担当者を選任しており、追加選任にあたっては、経営会議において担当者の経歴等を評価し、年間配員計画において検証業務に必要な時間を確保することとしています。

また、完了した監査業務の検証については、経営会議で承認を行う品質管理計画に含まれており、その実績については毎月の経営会議において報告されています。なお、完了した監査業務の検証の件数については、『01 品質管理基盤 AQI：監査事務所における完了した監査業務の検証』をご参照ください。

その他の取組

当監査法人では、IP0&マーケットリサーチ室を設置し、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析を適宜実施しています。また、全ての上場会社である被監査会社のCF0及び監査役等に対し、年次で監査品質向上のためのフィードバック調査を実施しており、被監査会社との間では適宜、率直かつ深度ある意見交換を実施しています。

さらに、監査品質向上に向けた取組に関するトップメッセージ動画を、日本公認会計士協会のホームページ及び当監査法人のホームページに掲載することで、資本市場の参加者等との意見交換を実施する契機を創出することを企図しています。その他、定期的に証券取引所や証券会社等の資本市場の参加者等とのコミュニケーションも実施しています。

なお、当該調査やコミュニケーションの結果については、独立性を有する第三者に共有を行い、適宜助言等を受けることとしています。意見交換等を通じて得られた有益な情報がある場合や、その他、監査法人のガバナンス・コードの適用状況の評価の結果等については、適宜、組織的な運営の改善に向けて活用することとしています。

品質管理基盤に関するAQI

監査事務所の人員構成

職 位	常 勤	非 常 勤
社員	11名 (16%) (+1名、△1名)	—
公認会計士	6名 (9%) (+3名、△8名)	25名 (36%) (+16名、△14名)
その他の監査実施者	16名 (23%) (+6名、△5名)	7名 (10%) (+4名、△4名)
その他の事務職員等	2名 (3%) (+1名)	2名 (3%) (+1名、△1名)
小 計	35名	34名

総計人数
69名

※ () 内の +、△は、対前年度増減を表しています。
専門要員以外のネットワーク・ファームの従業員（事務職員等）で、当監査法人の業務に従事する者は上記に含めていません。
また、ドライラン版の公表以降に当監査法人における常勤職員及び非常勤職員の定義を見直しています。
詳細については、『03人的基盤 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別』をご参照ください。

品質管理業務に従事する人員数

	2024年6月 末時点	2025年6月 末時点
品質管理責任者 (社員)	1名	1名
研修担当社員	1名	1名
モニタリング及び 改善プロセスの担当社員	1名	2名
審査担当者 (社員)	9名	9名
事務職員等	2名	3名

※各社員は監査業務を兼務しています。また、事務職員等には非常勤の者を含みます。
なお、モニタリング及び改善プロセスは品質管理責任者が兼務しており、2024年6月期については、2021年改正前の「監査に関する品質管理基準」等に基づく同様の業務を担当した人員数を記載しています。

専門要員の作業負荷の状況

年間平均稼働時間		
	2024年6月期	2025年6月期
社員	1,967 時間	2,019 時間
専門職員	1,997 時間	1,970 時間

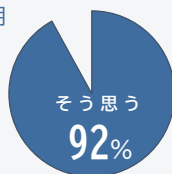
※ネットワーク・ファームと兼務している社員及び従業員並びに非常勤の者は上記に含めていません。
また、年間を通じて上記に該当する職位で在籍している者を対象としています。

監査事務所内の監査品質に関する意識調査

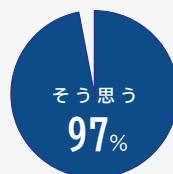
(対象期に実施したタウンホールミーティングのアンケートを基に算出しています。)

監査業務の品質の向上や職業倫理の遵守への取組について、積極的に取組んでいると評価するか

2024年6月期



2025年6月期



独立性に関する検査

	2024年 6月期	2025年 6月期
年次検査回答率 (6月末日基準)	100%	100%
入社時検査 回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

JICPAの品質管理レビュー

品質管理レビュー報告書の交付年月
2022年9月

実施結果

重要な不備事項のない実施結果

※品質管理レビューは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況を日本公認会計士協会（JICPA）がレビューする制度です。

監査事務所における 完了した監査業務の検証



	2024年6月期	2025年6月期
対象社数	3 社	2 社

品質管理システムの 重要な不備等の報告



	2024年6月期	2025年6月期
	0 件	0 件

専門的な見解の 問い合わせの利用



	2024年6月期	2025年6月期
	4 件	9 件

監査報告書の再発行及び 財務諸表の修正再表示



	2024年6月期	2025年6月期
	0 件	0 件

業務執行社員1人当たりの 担当被監査会社数



	2024年6月期	2025年6月期
	6 社	5 社

※ドライラン版の公表から、集計方法を変更しています。

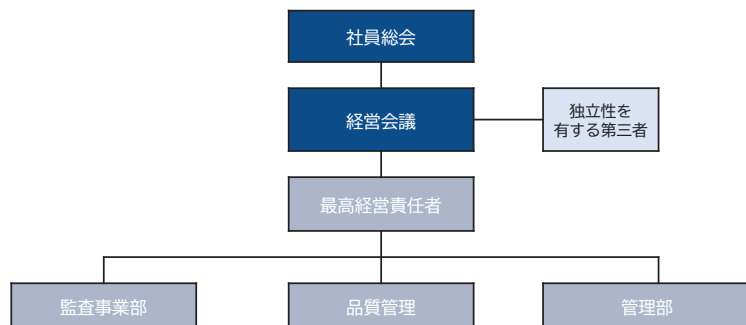
インサイダーや個人情報保護等の コンプライアンス確約書提出率



	2024年6月期	2025年6月期
	100%	100%

02 組織・ガバナンス基盤

組織図 (2025年6月末時点)



組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は、11名の社員により経営を行っており、監査実務に精通していることはもちろんのこと、各社員の経験を踏まえた適切な分掌を行い、法人の組織的な運営を行っています。また、当監査法人は、小規模な体制であることから、経営機関等の監督・評価機関は設けていませんが、経営機能の実効性を監督・評価するため、独立性を有する第三者を選任し、経営会議への参加や社員の評価等を通じて、その体制を構築しています。

経営機関としては、社員総会及び経営会議を設けています。社員総会は法令及び定款に定める事項の決議機関として、経営会議はその他の経営の基本となる重要事項の決議機関として定めています。社員総会及び経営会議の双方については、全社員により構成されており、経営会議にはその他、独立性を有する第三者も参加しています。なお、独立性を有する第三者に対しては、経営会議に参加する社員と同様の時点で、同様の内容を提供することとしています。

定期的に経営に関する重要な事項について活発な審議を行うことによって、実効的な経営機能・ガバナンスを確保しています。

独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方

当監査法人は、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者を選任し、主に経営会議への参加を通じて、その知見を活用する体制を構築しています。独立性を有する第三者は、当監査法人の規模や特性に応じて、上場会社のCF0としての経験があり、またIPO経験のある人材を選任しています。なお、独立性に関する考え方としては、当監査法人と取引を行っていないことや、当監査法人の構成員と人的関係を有していないこと、その他の利害関係を有していないことを要件としています。

独立性を有する第三者は、下記の事項について助言・提言及び関与を行うこととしており、必要に応じて適宜コミュニケーションを行う体制を構築しています。

- ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・経営機能を果たす人員または独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

独立性を有する第三者のご紹介 和田瑞樹氏



株式会社三井住友銀行 (2003年4月～2005年10月)
株式会社サイバーエージェント (2005年11月～2014年7月)
株式会社サイバー・バズ 監査役 (2010年4月～2010年10月)
株式会社サイバー・バズ 取締役 (2010年10月～2020年12月)
ナハトムジーク株式会社 代表取締役 (2020年12月～現任)
PRONI株式会社 監査役 (2022年01月～現任)

コメント

企業を取り巻く事業環境や資本市場の変化が加速する中で、監査法人に求められる役割はますます多様化し、同時に高い品質水準が求められるようになっていきます。そのような環境の中において、有限責任パートナーズ総合監査法人は品質を経営の中核に据え、体制や品質マネジメントの整備・運用を着実に進めていると考えております。経営会議においては、品質に関する議論が質・量ともに充実して行われており、経営の重要な意思決定の中で品質が常に意識されていると感じております。

また、研修の充実やITの導入、各種仕組みの整備といったインフラ面での取組みに加え、品質を支える基盤として、組織文化やそれに根ざした人材育成、制度設計の深化が重要であると考えております。品質を「整備するもの」から「育て、共有するもの」へと発展させる視点が、今後の成長において鍵になると感じております。私自身も、これまでの経験や知見を活かし、育成や組織づくりの観点から、法人のさらなる発展に貢献してまいりたいと考えております。

非監査業務の提供の方針

当監査法人においては、非監査業務について、監査業務の品質向上に資すると判断する業務は、人的資源とのバランスを考慮したうえで受嘱しています。利益相反や独立性の懸念に対しては、受嘱に際して法令等及び日本公認会計士協会の定める倫理規則に照らした検討を行ったうえで、原則として品質管理責任者が承認することに対応しています。なお、原則として、監査クライアントに対する非監査業務の提供は行っていません。

グローバルネットワークやグループとの関係

当監査法人は、パートナーズ・コンサルティング・グループの日本国内におけるネットワークに所属しており、ネットワーク・ファームにおいては、主に税務業務やファイナンシャルアドバイザーサービス等の提供を行っています。

当監査法人がネットワークに属する意義や目的は、ブランドやリソースの共有であり、各種業務委託契約の締結を実施していますが、その他会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼす契約の締結はありません。

また、他のネットワーク・ファームにおいては会計監査を行っていません。したがって、会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼすリスクは、ネットワーク・ファームが行う業務提供等に基づく、利益相反や独立性の懸念以外に識別していません。ネットワーク・ファームにおける業務の提供を含め、原則として、監査クライアントに対する非監査業務の提供は行っていませんが、当該利益相反や独立性の懸念に対しては、ネットワーク・ファームに対して最新の契約状況を共有すること、及び品質管理責任者がネットワーク・ファームの最新の契約の締結状況をモニタリングすることに対応しています。

なお、ネットワークにおける意思決定について、当監査法人は参画していません。

組織・ガバナンス基盤に関するAQI

社員総会・経営会議の開催

	2024年6月期	2025年6月期
社員総会	5回 (内2回は書面決議)	6回 (内3回は書面決議)
経営会議	21回 (内5回は書面決議)	16回 (内3回は書面決議)

※独立性を有する第三者の参加は書面決議を除く13回

03 人的基盤

職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

『01品質管理基盤 AQI：監査事務所の人員構成』をご参照ください。

なお、ドライラン版の公表以降に当監査法人における常勤職員及び非常勤職員の定義の見直しを行いました。当監査法人においては、原則として当監査法人の社員及び正職員を「常勤職員」とし、それ以外の勤務形態や業務委託契約者を「非常勤職員」としています。ただし、療養・育児・介護等のやむを得ない事情により正職員以外の勤務形態となっている場合で、他に勤務先がない場合に限り、勤務時間等を考慮したうえで、個別に「常勤」とみなすことがあります。

IT等の専門知識を持つ人材の確保状況

『04 IT基盤 AQI：IT専門家数』をご参照ください。

研修に対する方針、体制、実績

当監査法人においては、研修を以下の通りに区分したうえで品質管理において年次で研修計画を策定し、必要と認められる研修の指定、開発、提供を行っています。

- ・公認会計士向け法人指定研修
- ・法人企画研修（入社・契約開始時、定期、不定期）
- ・外部委託研修（入社・契約開始時、定期、不定期）

研修の受講状況については、品質管理において一元的に管理しており、また公認会計士法等に定める継続的専門能力開発制度（以下、「CPD」という。）の履修状況についても、非常勤の公認会計士を含め、管理を行っています。

研修の実績については、『03 人的基盤AQI：CPDの履修達成率、専門要員の法人企画研修ラインナップ数、履修した研修に関するアンケート調査』をご参照ください。

人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）

当監査法人においては、勤務形態が常勤である者を優先して採用する方針としており、非常勤の者については、当監査法人の業務への関与度合いを高められる者を優先して採用する方針としています。また、中途採用を軸としており、専門要員としての知識経験はもとより、職業的専門家としての向上心や好奇心、コミュニケーション力、経済性に偏らない社会性に富んだ意欲の有無等を総合的に勘案し、採用の可否を判定しています。

人事評価等については年次で実施しており、職業的専門家としての能力の保持・発揮を含む監査の品質管理に関する事項を最重要項目としたうえで、人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。

リソースの十分性

当監査法人においては、毎月の経営会議における社員及び職員の稼働状況のモニタリング、監査契約の新規の締結及び更新時におけるリソース確保の状況確認、各監査チームの業務執行社員が策定した年間配員計画を基礎とした配員表の策定とその継続的な見直し等の取組を通じ、監査業務を実施するためのリソースの十分性を確認しています。新たな人材の確保としては、最高経営責任者及び管理部門担当社員が中心となって、上場会社や上場準備会社への監査業務を提供するために必要となる専門要員の確保に努めています。

監査チームの組成

当監査法人は、「監査の品質管理規程」等において、監査チームの組成方法を定めています。監査責任者の選任に際しては、その職責を果たすために必要な適性、能力及び権限を有し十分な時間を確保できること、職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確認しています。また、監査チームのメンバー（補助者）の選任に際しては、対象業務を実施するために必要な時間の確保ができること、対象業務を実施するための適正及び能力を有していること等を確認し、職業的懐疑心を適切に発揮できる体制を確保するため、非常勤者や監査アシスタントに偏った監査チーム編成とならないよう留意しています。加えて、対象監査業務に関連する産業知識、規制に関する経験・技能、IPOに関連する知識や経験、外国語能力等、法人構成員が有する知識や経験を活かせるよう、これらの要素を評価し、アサイン管理の際に考慮しています。

兼業・副業に関する方針（人材育成・確保に関する考え方を含む）

当監査法人においては、国の兼業・副業の促進に対する取組を踏まえ、人材の確保の観点からも、構成員に対して副業を認めています。社員及び常勤の職員については、監査法人の業務に専念することを前提に、社員については社員総会における決議によって、職員については個別に管理部門担当社員の承認を得ることとしています。主に業務委託者より構成される非常勤の職員は、他の業務を実施していることが前提となります。いずれの場合も、利益相反や独立性の懸念に対しては、研修を通じた周知や、定期的なチェックリストに基づく検討によって、対応しています。

なお、当監査法人においては、当監査法人の業務と同等の他の仕事を兼務することを兼業、兼業に該当しない他の仕事を兼務することを副業と定義しています。

会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会の提供

当監査法人では専門要員に対して、適宜、非監査業務へのアサインや、ネットワーク・ファームへのクロスアサインを実施する等して、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会の提供に努めています。

監査アシスタントの活用

近年、監査業界では担い手の確保がますます困難となっており、特に経験豊富な監査人材の離職や他業界への転出が顕著です。こうした状況を踏まえ、当監査法人では監査品質の維持・向上を目的として、監査アシスタントの活用を戦略的に進めています。

監査アシスタントは、監査業務の効率化と品質確保の両立を支える重要な役割を担っており、大手監査法人での監査アシスタント経験者、経理・財務等関連業務の実務経験者、公認会計士試験の受験中で実務経験を積むトレーニーを中心に、多様なバックグラウンドを持つ人材で構成されています。これらの人材は、定型的な監査手続の実施や資料収集、初期的な分析業務等を担当し、監査チームがより高度な判断業務に集中できる体制づくりに貢献しています。

今後も、監査アシスタントの役割を明確化し、教育・育成を継続的に行うことで、監査品質の安定的な確保と、監査人材の持続可能な活用モデルの構築を目指して参ります。



人的基盤に関するAQI

CPDの履修達成率

2024年6月期 2025年6月期

100% **100%**

※各年度の6月末時点で在籍している義務対象者（公認会計士）の3月期実績

専門要員の法人企画研修 ラインナップ数

2024年6月期 2025年6月期

14講座 **16**講座

※各年度の実施数

上記2年における実施研修例
品質管理研修、コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修、インサイダー取引規制&職業倫理・独立性研修、ビジネス基礎スキル研修、内部統制基礎研修、監査実務研修（基準の調べ方）他

公認会計士以外の資格保有者数（主要なもの）

	2024年6月 末時点	2025年6月 末時点		2024年6月 末時点	2025年6月 末時点
税理士	2名	2名	公認情報システム監査人 (CISA)	2名	2名
公認内部監査人	1名	3名	公認不正検査士	1名	2名
米国公認会計士 (インアクティブを含む。)	2名	5名			

※上記には非常勤の資格保有者を含んでいます。

履修した研修に関するアンケート調査 ※アンケートを実施した全ての研修対象

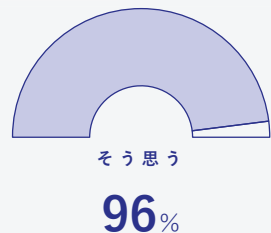
2024年6月期

2025年6月期

①研修は今後業務を行う上で役に立つものか

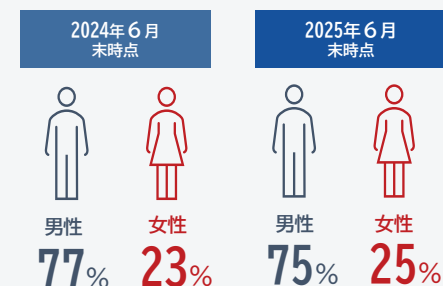


②本研修を来年以降も実施すべきと思うか

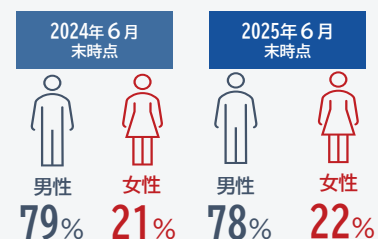


ダイバーシティ（男女比率）

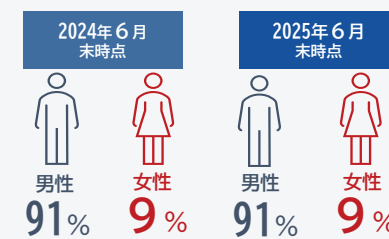
男女比率



専門要員の男女比率



社員男女比率



04 IT基盤

ITデジタル化に対する基本的な方針と現状

当監査法人では、電子監査調書システム及び監査サンプリングツールの導入を進めるとともに、テクノロジーの発展に即した監査の実効性及び効率性につながるIT基盤の実装化を情報セキュリティも考慮しつつ、管理部情報システム担当社員を中心に積極的に検討しています。また、管理部情報システム担当社員、IT専門家である職員、並びに品質管理責任者による定例会議を行い、新たなテクノロジーの利用や情報セキュリティの確保に取り組んでいます。その議題には、例えば生成AIの利用にあたっての注意事項を定めた「生成AIの利用ガイドライン」に従いつつ、当監査法人内での利用促進や監査業務への活用方法の検討等が含まれます。テクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査の実現に向けて、IT基盤の整備を進めるとともに、必要なサイバーセキュリティ対策を実施しています。

電子監査調書システムは、全ての監査業務において利用しています。また、情報セキュリティの観点から、非常勤の職員を含む全専門要員に、データが残らないシンクライアントのノートPCを貸与し、当監査法人外へのデータの物理的な持出しを制限するとともに、情報漏洩を検知するためのモニタリングツールの導入等を行っています。その他年次での情報セキュリティ研修の受講、及び全専門要員から「情報セキュリティポリシー遵守状況報告」を回収する等して、情報セキュリティ意識の向上にも努めています。

今後の具体的な計画とその実行のための体制

テクノロジーの発展に伴って、被監査会社の事業活動に関するデータの種類及び量は、今後も増大して行くと考えており、当監査法人の監査業務において取扱うデータも多様化及び大容量化してくことを想定しています。そして、監査手続自体も、データアナリティクスを始めとした内容に変化して行くと考えられ、これに対応するIT基盤の構築、並びに当監査法人の役職員のITリテラシーの向上が要求されてくると認識しています。当監査法人では、これに向けて2026年6月期を目標に新たなIT基盤の検討を開始し、また役職員のITリテラシーの向上を図るための研修の準備を進めています。

実行に際しては、管理部情報システム担当社員が各種情報を取りまとめ、必要に応じて経営会議において判断しています。

IT基盤に関するAQI

通信・テクノロジー等への投資額

2024年6月期

26,255千円

2025年6月期

30,784千円

※ドライトラン版から投資額の集計範囲を変更し、再集計しています。

電子監査調書システム利用率

2024年6月期

75%

2025年6月期

100%

※ドライトラン版から利用率算定の対象を監査契約に限定して再集計しています。

IT専門家数

2024年6月末時点

5名

2025年6月末時点

4名

※IT専門家の保有資格例は以下の通りです。

ISACA公認情報システム監査人(CISA)、ISACA公認情報セキュリティマネージャー(CISM)、IPA高度情報処理技術者(データベーススペシャリスト等)、情報処理安全確保支援士
また、上記資格の他、JDLA G検定保有者も在籍しています。

05 財務基盤

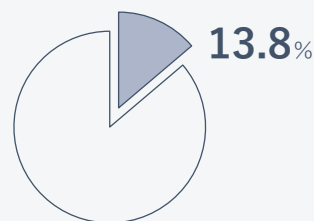
当監査法人は、特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤を確保するために、業務の多様化へ取り組んでいます。なお、特定の被監査会社への報酬依存度が15%を超える状況はありません。

財務基盤に関するAQI

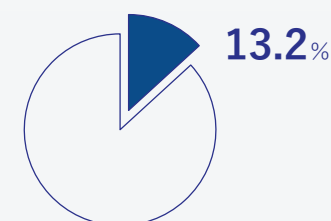
報酬依存度の割合

報酬依存度が最大のクライアント
(関連事業体を含む)

2024年6月期



2025年6月期



財産の概況（売上高の総額）

(単位：千円)

	2024年6月期	2025年6月期
監査証明業務	478,104	533,267
非監査証明業務	58,041	56,797
(監査受嘱前の引継・予備/期首残高調査に関する報酬を含む。)		
合計	536,145	590,064

06 国際対応基盤

当監査法人は、海外駐在経験を有するパートナー、あるいは日本以外の国籍を有したり、語学に堪能である専門要員、駐在等の海外勤務経験者が複数名在籍しており、海外子会社等を有する被監査会社への監査や、海外のアカウンティングファームからのインストラクション対応等を実施しています。ただし、海外にしっかりと関係を構築した拠点を有しておらず、また提携先のネットワーク・ファーム等がありませんので、海外取引を主業としている会社や、重要な海外子会社等を有する会社への監査業務の提供は、慎重に判断しています。例えば、連結売上高に占める海外比率が非常に高いといった場合は、適したリソースが十分に確保出来ない限り受嘱しない方針としています。

今後、グローバル化の加速に伴う市場からのニーズや、当監査法人の監査クライアントの海外展開の状況等を考慮し、国際対応が必要となる状況に備えた適切な投資と準備を行って参ります。



別紙. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人は、2024年7月1日より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人ガバナンス・コード）を採用しており、全ての原則を適用しています。各原則・指針の当法人における対応状況は、別紙のとおりです。

原則 1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	指針の内容	記載箇所
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等（P5）
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	I-01監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ（P2） I-02経営理念及びコミットメント（P2）
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等（P5） Ⅱ-03人的基盤 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）（P13）
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等（P5） AQI 監査事務所内の監査品質に関する意識調査（P9）
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 非監査業務の提供の方針（P12） グローバルネットワークやグループとの関係（P12） Ⅱ-03人的基盤 兼業・副業に関する方針（人材育成・確保に関する考え方を含む）（P14）
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 グローバルネットワークやグループとの関係（P12）

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

指針	指針の内容	記載箇所
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機能を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 組織・ガバナンスに対する基本的な方針（P11） 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方（P11）
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等（P5） Ⅱ-01品質管理基盤 その他の取組（P8） Ⅱ-03人的基盤 研修に対する方針、体制、実績（P13） 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）（P13） Ⅱ-04IT基盤 ITデジタル化に対する基本的な方針と現状（P17）
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価に係る体制の整備	
2-3	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	I-04社員紹介（P4） Ⅱ-01品質管理基盤 AQI 監査事務所の人員構成（P9） Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 組織・ガバナンスに対する基本的な方針（P11）
	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	指針の内容	記載箇所
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 組織・ガバナンスに対する基本的な方針(P11) 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方(P11)
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方(P11)
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 - 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 - 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 - 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 - 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 - 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 - 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方(P11)
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Ⅱ-02組織・ガバナンス基盤 組織・ガバナンスに対する基本的な方針(P11) 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方(P11)

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	指針の内容	記載箇所
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等(P5)
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等(P5) Ⅱ-03人的基盤 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）(P13)
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	Ⅱ-03人的基盤 監査チームの組成(P14)
	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向等を含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	Ⅱ-03人的基盤 会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会の提供(P14)
	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	Ⅱ-03人的基盤 監査チームの組成(P14)
	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Ⅱ-03人的基盤 研修に対する方針、体制、実績(P13)
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CF0等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 その他の取組(P8)
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	Ⅱ-01品質管理基盤 通報制度(P8)

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況等について、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	指針の内容	記載箇所
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当監査法人は、本原則の適用状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みを記載した監査品質のマネジメントに関する年次報告書について、ホームページ上で公表いたします。
5-2	監査法人は、品質管理、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	II-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 (P5)
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	I-01監査事務所の最高経営責任者からのメッセージ (P2) I-02経営理念及びコミットメント (P2)
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	監査品質のマネジメントに関する年次報告書2025本編
	・監査法人における品質管理システムの状況	II-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 (P5) 当監査法人のリスク評価プロセス (P5) モニタリング (P8)
	・経営機関等の構成や役割	II-02組織・ガバナンス基盤 組織図 (P11) 組織・ガバナンスに対する基本的な方針 (P11)
5-3	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	II-02組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方 (P11)
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	II-02組織・ガバナンス基盤 非監査業務の提供の方針 (P12) グローバルネットワークやグループとの関係 (P12)
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	II-04IT基盤 ITデジタル化に対する基本的な方針と現状 (P17)

指針	指針の内容	記載箇所
5-2	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	II-03人的基盤 (P13~P14)
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	II-05財務基盤 (P18)
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	II-06国際対応基盤 (P19)
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	II-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 (P5) 当監査法人のリスク評価プロセス (P5) モニタリング (P8)
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
5-3	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	II-02組織・ガバナンス基盤 グローバルネットワークやグループとの関係 (P12)
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組み等について、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	II-01品質管理基盤 その他の取組 (P8) II-02組織・ガバナンス基盤 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方 (P11)
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	II-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 (P5)
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況等の評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	II-01品質管理基盤 品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくための方針、体制等 (P5) その他の取組 (P8)



<https://partners-sg.jp/>



■お問い合わせ

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-8-4 日本橋さくら通りビル4階

TEL : 03-6262-7762 FAX : 03-6262-7763

2025年12月発行